

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿

三重労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

労働災害防止に向けた緊急要請について

平素は、労働基準行政の推進につきまして、御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県内における労働災害発生状況は、令和 8 年 9 月末時点で、死亡災害は 7 人発生し、前年同期を上回る憂慮すべき状況にあります。また、休業 4 日以上之死傷災害は 1,559 人となり、前年同期比 45 人 (3.0%) 増加しています。

業種別では、製造業、建設業及び道路貨物運送業で災害が増加しており、労働災害の増加に歯止めがかかっていない状況です。

これから年末に向けて繁忙期を迎えることから、労働災害の更なる増加及び重大災害の発生が懸念されるところです。

三重労働局では、「死亡災害ゼロ・アンダー 2,000 みえ推進運動」を展開しており、特に本年は、労働災害発件数が多い、製造業、建設業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設を重点業種とし、行動災害（転倒、動作の反動・無理な動作）、機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）、墜落・転落災害、高年齢労働者の労働災害を重点災害として掲げ、労働災害発生防止にしっかり取り組んでいただくこととしていますが、現在の災害発生状況を踏まえると、関係団体及び会員事業場の労使が一丸となった取組の一層の強化が急務となっています。

つきましては、貴団体におかれましては、この状況を重大かつ緊急の課題として受け止めていただき、会員事業場に対し別添リーフレットを確実に配付することにより、「あせるな いそぐな おこたるな」の標語のもと安全衛生行動の確実な実施とともに、下記事項について周知徹底を図り、労働災害防止に向けた自主的な取組の強化を要請いたします。

記

1 経営トップによる安全衛生方針の明確化

経営トップ自らが安全最優先の姿勢を示し、安全衛生活動への積極的な関与を図ること。

2 職場の総点検の実施

職場に潜む危険箇所及び危険作業について総点検を行い、必要な改善措置を講ずること。

3 転倒災害防止対策の徹底

通路等の整理整頓、段差表示、床面の滑り防止等の環境改善を推進すること。

4 墜落・転落災害防止対策の徹底

高所作業、荷台作業、はしご及び脚立作業における墜落防止措置を再確認すること。

5 機械災害防止対策の徹底

安全装置の有効保持、機械停止措置及びロックアウト・タグアウトの確実な実施を図ること。

6 荷役作業時における災害防止対策の推進

荷役作業手順の整備、安全な昇降設備の使用及び危険予知活動を徹底すること。

7 基本ルールの遵守

作業手順の省略や確認不足を防止し、安全衛生行動の確実な実践を図ること。



令和8年

死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動

死亡災害の撲滅、死傷者数2,000人未満を目指して



緊急要請

みんなでつくる
安全・安心な
みえの職場



労働災害の増加に

歯止めがかかっていません

あせるな いそぐな おこたるな

労働災害防止のための基本ルールを守り、「安全衛生行動」を確実に実行しましょう。



三重県内の労働災害発生状況（休業4日以上之死傷災害）

令和8年1月～9月（9月末現在）

死傷災害（休業4日以上）

1,559人

前年同期比 **+45人(+3.0%)**

令和7年 1,514人 ▶ 令和8年 1,559人

死亡災害

7人

前年同期比 **+1人**

令和7年 6人 ▶ 令和8年 7人

特に増加している業種（死傷災害の発生状況）



道路貨物運送業

180人 (+28人)

令和7年 152人 ▶ 令和8年 180人



製造業

417人 (+24人)

令和7年 393人 ▶ 令和8年 417人

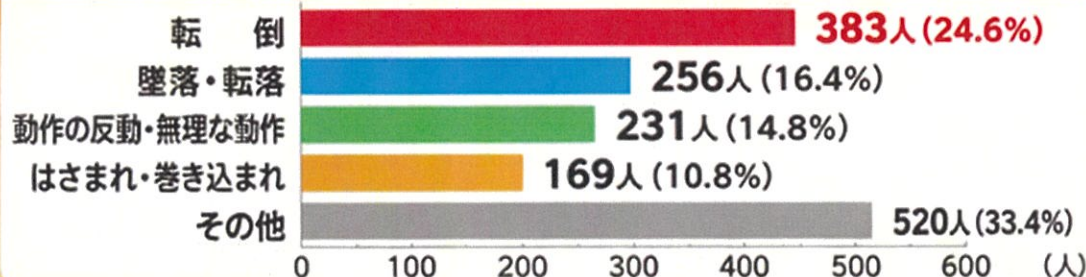


建設業

151人 (+11人)

令和7年 140人 ▶ 令和8年 151人

事故の型別発生状況（令和8年1月～9月）



災害の約半数は
「転倒」
「墜落・転落」
「無理な動作」
で発生しています。



本年の死傷災害は**1,559人**と前年同期を上回っています。

今一度、職場に潜む危険を総点検し、基本ルールの遵守と安全衛生行動の徹底をお願いします。

災害増加ストップ!

事業者の皆さまへ
安全衛生活動の総点検をお願いします

転倒災害の防止

- ☐ 通路や作業場所を整理整頓している
- ☐ 段差や障害物の表示をしている
- ☐ 床の水濡れ・油汚れを放置していない
- ☐ 滑りにくい作業靴を使用している



墜落・転落災害の防止

- ☐ はしご・脚立を適正に使用している
- ☐ 荷台・作業床からの墜落防止措置を講じている
- ☐ 開口部の養生を行っている
- ☐ 墜落制止用器具を確実に使用している



機械災害の防止

- ☐ 安全装置を無効化していない
- ☐ 清掃・点検時に機械を停止している
- ☐ ロックアウト・タグアウトを実施している
- ☐ はさまれ・巻き込まれ防止措置を講じている



道路貨物運送業の重点事項

- ☐ 荷役作業手順を定めている
- ☐ 荷台への昇降設備を設けている
- ☐ 後退時の安全確認を徹底している
- ☐ 無理のない運行計画となっている
- ☐ 積み込み・荷卸し時の作業環境を整えている



アンダー2,000みえ 重点災害

- 行動災害（転倒、動作の反動・無理な動作）
- 機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- 墜落・転落災害
- 高齢労働者の労働災害

アンダー2,000みえ 重点業種

- 製造業
- 小売業
- 建設業
- 社会福祉施設
- 道路貨物運送業

本年の死亡災害

令和8年は、製造業、建設業、林業、道路貨物運送業、警備業等で尊い命が失われています。

死亡災害は、特別な職場だけでなく、いつもの作業、いつもの現場の中で発生しています。

今一度、基本ルールの徹底をお願いします。

なくそう
労働災害



みんなで目指そう

死亡災害ゼロ
アンダー2,000みえ

あせるな いそぐな おこたるな



推進運動のページはこちらから

三重労働局・各労働基準監督署